

潮見が丘小学校いじめ防止基本方針

I	いじめに対する基本的考え方	1
1	いじめとは	
2	いじめのおさえ	
II	未然防止	2
1	子どもや学級集団の様子をつかむ	
2	認め合う仲間作り	
3	命・人権を尊重する心育て	
4	保護者・地域への働きかけ	
III	早期発見	3
1	いじめに気づくアンテナ磨き	
2	いじめの態様	
3	みえにくいいじめ	
4	早期発見の手立て	
5	相談・協力体制づくり	
IV	早期対応	5
1	いじめ対応の基本的流れ	
2	いじめ発見時の緊急対応	
3	いじめが起きた場合の対応	
4	迅速に対応するには	
V	いじめに問題に取り組む校内体制	8
VI	いじめ早期発見のためのチェックリスト	9
	チェックポイント1【指導体制】	
	チェックポイント2【関係機関との連携】	
	チェックポイント3【いじめが起こりやすい集団】	
	チェックポイント4【いじめられている子】	
	チェックポイント5【いじめている子】	
VII	対応早見マニュアル	11

I はじめに

いじめは人として決して許されない行為である。しかし、いじめは、どの学級にも、どの子にも起こりうるという認識に立つ必要がある。したがって、未然防止・早期発見・早期対応に学校全体で取り組んでいかなければならない。何よりも大切なのは人間を大事にすることを教育活動の柱にすえ、いじめを生まない学校づくりを進めることである。それは、日々の教育活動の在り方にかかっている。すべての子どもが大切にされる学級づくり、みんなが「わかる・できる」楽しい授業づくり、認め合い・励まし合いが生まれ、自分の良さや仲間の良さを実感出来る「学び合い」のある授業づくり、子どもの思いや願いに寄り添う共感的な関わり、温かい励ましのある指導を私たちみんなが実践していきたい。いじめがなく、「喜んで登校し、生き生きと学ぶ」学校生活を作り出すために「潮見が丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめとは

本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じている事態をいう。起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 「いじめ」のおさえ

- ① 「いじめ」はどの子どもにも、どの学級にも起こり得るものである
- ② 「いじめ」は人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 「いじめ」は大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめ」はいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 「いじめ」はその行為の態様により暴行、暴言、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」は教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 「いじめ」は家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ 「いじめ」は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

II 未然防止

「いじめが起らない学級・学校づくり」を進めることが大切である。「いじめは、どの学級にも起こり得る」という前提にたち、温かな人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。日常的に子どもの様子をよくつかみ、認め・励まし、相談にのるなど子どもとの信頼のハイフを太くしていきたい。そのためには、子どもと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校作りを進める必要がある。学級をひらき、全教職員で子どもの実態を共有し、様々な問題にチームとして対応する体制を構築していきたい。

○見てみないふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達や親に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

○学び合いを進め、達成感・成就感を味わわせ自己肯定感を高めるとともに関わり合いの中で仲間の良さを見つけ、一人一人に居場所のある温かい集団作りに努める。

○いじめアンケートを実施し、児童の実態や様子の変化を教職員全体で共有する。

○異学年の教え合い、助け合い、励まし合い、感謝、良さの伝え合いを大切にする。

○日常的な児童交流を旺盛に進める。→終会で、学年のコミュニケーションを活発に

1 子どもや学級集団の様子をつかむ

- ①気づきが基本。子どもとともに過ごし、子どもの目線で思いを共有し、個々の内面をつかむ力量を高める。
- ②アンケートや面談など様々な方法で実態をつかみ、教職員で共有する。配慮を要する子どもについては丁寧な引き継ぎを行う。

2 認め合い、助け合う仲間作り

子どもの主体的な活動を促進し「自尊感情」を高めるとともに「心の居場所づくり」の取組を大切にする。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめのないやさしにあふれる集団を作ることにつながる。

- ①子どもたちのモデルとなり信頼される言動に努める。
- ②心の通い合う全教職員の協力協働体制をつくる。
- ③関わり合い・認め合いを大切に、自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学級行事の創造に努める。
- ④ほめ、認め、ねぎらう温かい言葉がけに努め、自己肯定感を育む。
- ⑤子どもたちの主体的・自治的な活動を通し、いじめ防止の取組を進める。

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

- ①生命尊重の精神や他を思いやる人権意識を育む道徳教育・体験活動を充実させる。
- ②エンカウンター・ソーシャルスキルとレーニングなどコミュニケーション活動を重視した特別活動を充実させる。

4 保護者や地域の方・関係者へ働きかける

- ①学年学級便り・学校便り等で啓発。
- ②保護者会で子どもの育ちについて学び合う。たくさん集まり、なんでも話せる保護者会づくりをすすめる。
- ③潮見地区児童生徒支援ネットワークの活動を充実させる。

Ⅲ 早期発見

「いじめ」は早期に発見することが早期の解決につながる。子どもとの信頼関係の構築に努めるとともに小さな変化をとらえ、教職員で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携し情報収集に努める。子どもの思いによりそうアンテナの感度を磨きたい。

1 「いじめ」に気づく力を高める → 個でも集団でも

- ①子どもの立場に立つ。聞く・受け止め・守る。
- ②子どもたちを共感的に理解する。寄り添い励ますカウンセリングマインドを高める。
- ③保護者とのつながりを強め、日常的に相談できる関係をつくる。
- ④小さなことであっても子どもの様子を日常的に交流・共有し、相談し合う。

- 子どもの様子で気にかかることがあったら学年や終会などですぐに共有する。
- 子どもに機敏に声かけし、安心感を持たせる。
- 相談の機会を設け、悩み等を把握し共に解決していく姿勢を示し、信頼関係をつくる。
- 「いじめ」に気づいたら、どんなに小さなことであっても、校内ですぐに情報を共有する。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。
- グループ内やグループ間の人間関係を把握し、問題があるときには機敏に指導を行う。
- 日記や生活ノートの活用により担任と子ども・保護者との信頼関係を構築する。
- 気軽に相談できる雰囲気づくりにつとめる。
- 保護者との面談週間、子どもとの教育相談週間を設定し、悩みや問題の解決に努める。
- いじめアンケートを実施し、実態をつかむ。

2 「いじめ」の態様

行為が犯罪として取り扱われると認められる場合には、いじめられている子どもを守るという観点から毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規》

- からかい、悪口や脅し、いやなことを言われる ……………→脅迫、名誉毀損、侮辱
- 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応を
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………→暴行
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………→暴行、傷害
- 金品をたかられる ……………→恐喝
- 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………→窃盗、器物破損
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする…強要、強制わいせつ
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………→名誉毀損、侮辱

3 いじめが見えにくいのは

①いじめは大人の見えないところで行われている

- 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、がある。《カモフラージュ》

②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、

- 親に心配をかけたくない、
 - いじめられる自分はダメな人間だ、
 - 訴えても大人は信用できない、
 - 訴えたらその仕返しが怖い、
- などといった心理が働く。

③ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。

家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

4 早期発見のための手立て

- ①日々の観察……………子どもがいるところには、教職員がいる（特に休み時間など）
- ②観察の視点……………集団を見る、グループの関係と指導や修復を
- ③生活ノート……………連絡帳や日記、家庭学習ノートなどコメントのやりとりで信頼関係を
- ④教育相談……………気軽に相談できる場や雰囲気づくりを
- ⑤アンケート……………年4回、2種類のアンケートで実態把握を

5 相談しやすい環境づくりを

子どもがいじめについて大人に相談するのは勇気のいる行為である。対応を間違えると「チクった」といわれていじめの対象になったり、いじめが潜在化し、いじめがひどくなる可能性があることを認識し、細心の注意をはらう必要がある。

①本人からの訴えには

- 安全を保障する→「よく言ってくれた。守るからね。」と安心させ、手立てをすぐにとる。
- 事実関係や気持ちを傾聴する。辛い気持ちによりそうことを第一に。

②周りの子どもからの訴えには

- 他の子の目の届かない時間や場所を確保し、訴えを真剣に受け止め、勇気をたたえ、いじめの対象にならないように配慮し、安心を与え、守る約束をし、体制をとる。

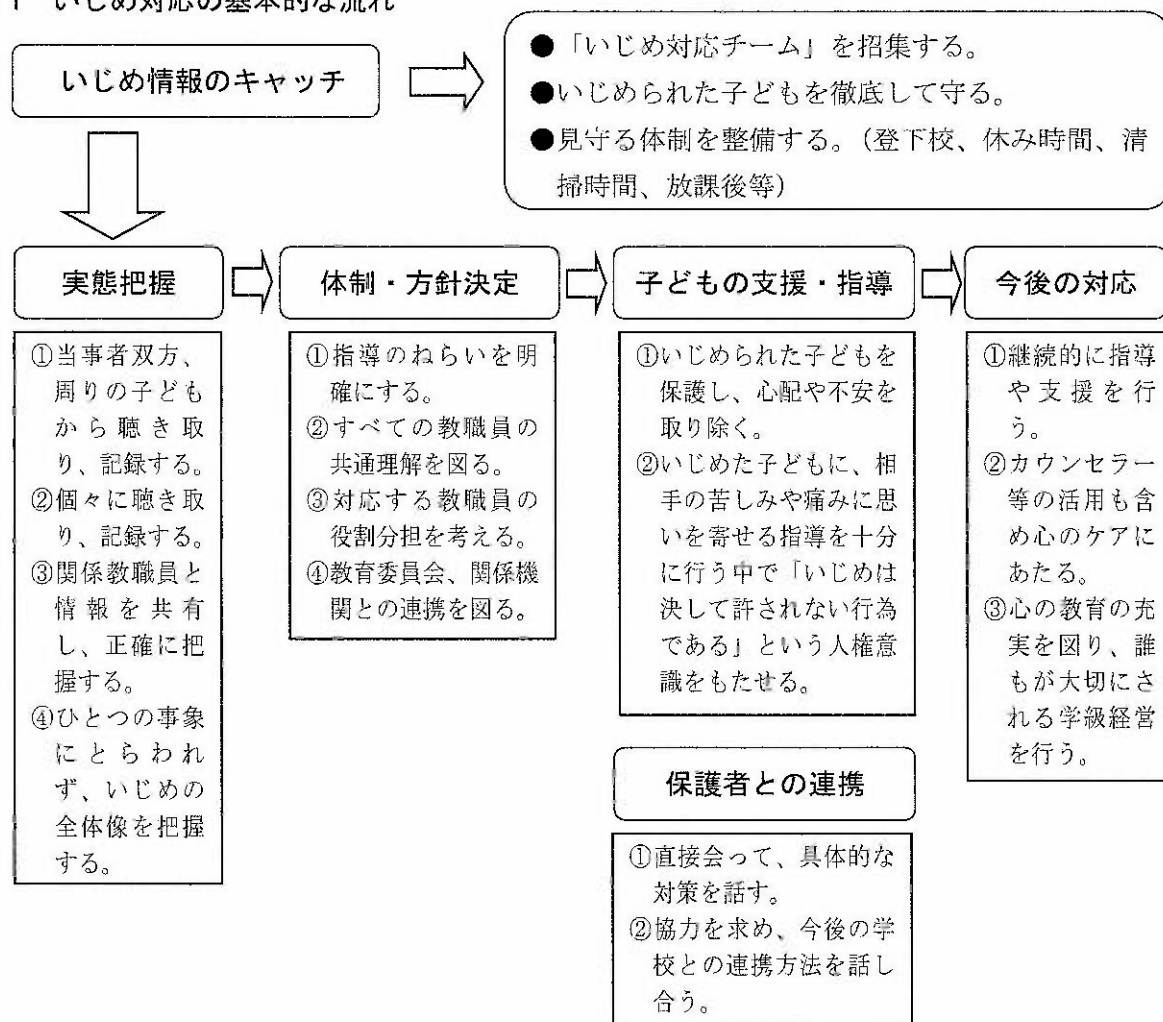
③保護者からの訴えには

すぐに相談できるように日頃からの信頼関係を作っておく。思いを共感的に丁寧を受け止め、共に解決する姿勢を示し、安心感をあたえる。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応していく。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、すぐにいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、指導部長に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

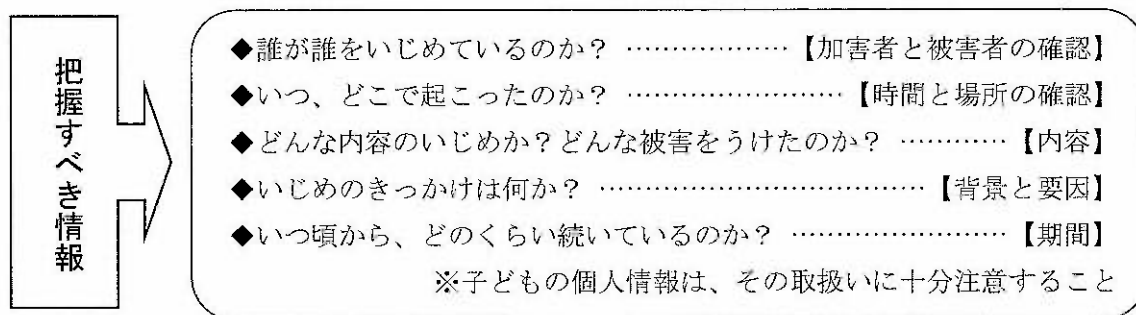
○いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。

○状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。



3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② いじめられた子の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

③ いじめた子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。懲罰主義ではなく、人間性を呼び覚ます心理的ケアを重視する。

④ いじめた子の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

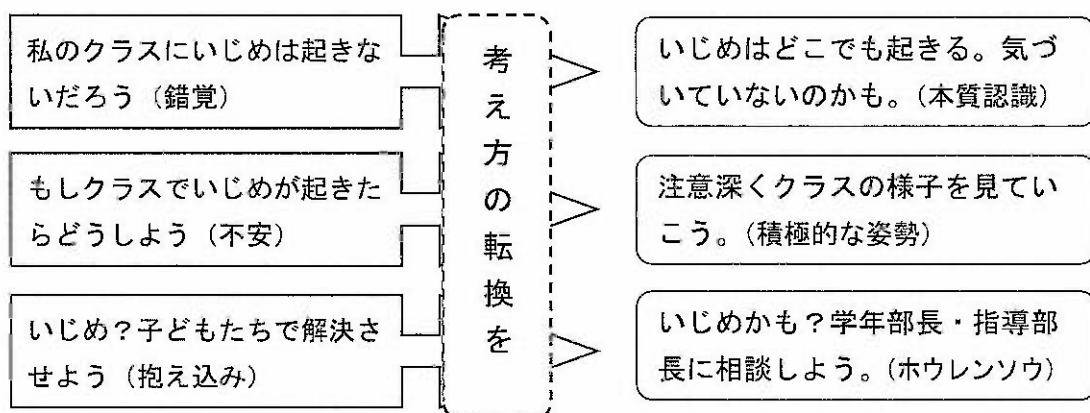
⑤ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

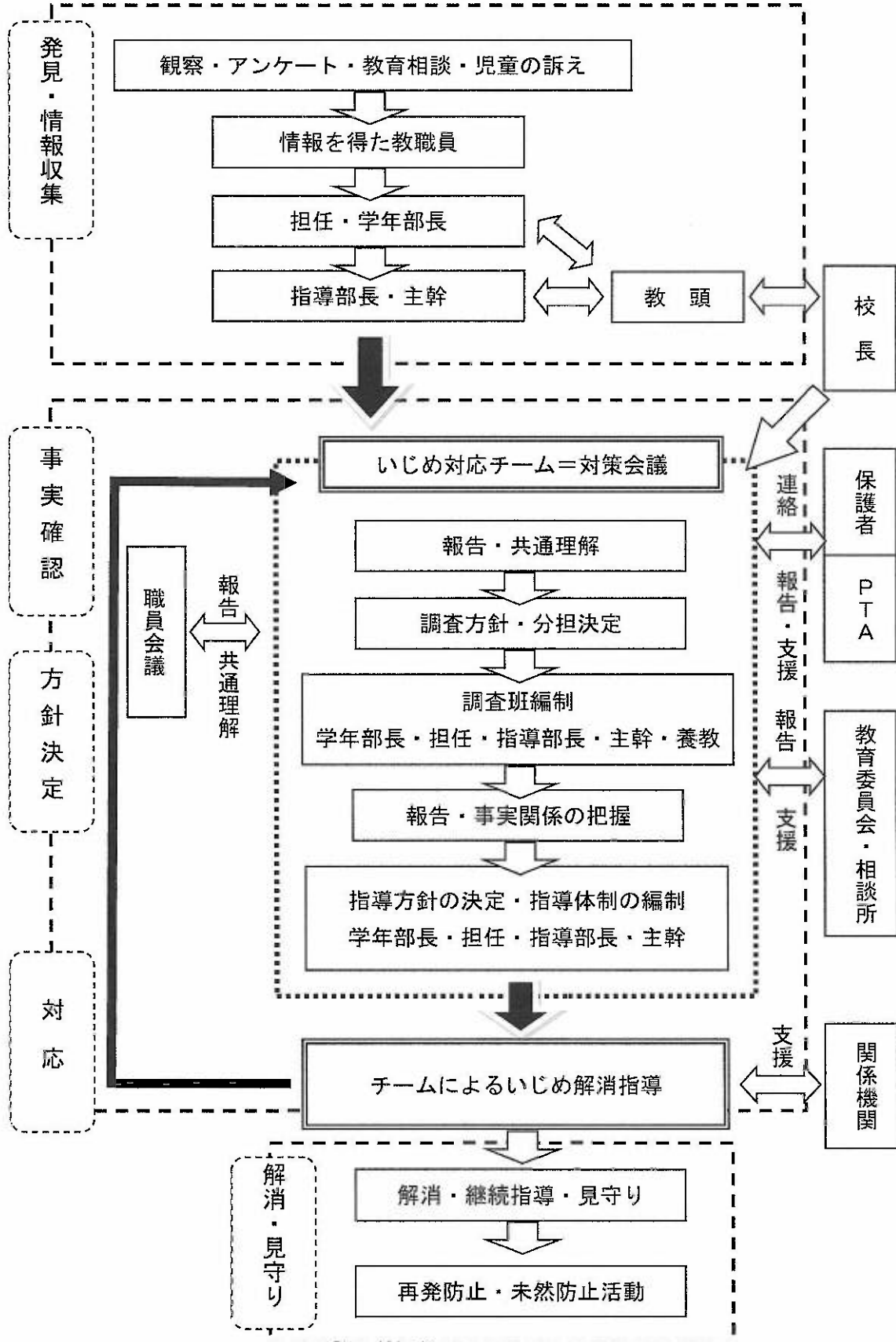
⑥ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには → 自己責任の考えを廃しチームとして対応



V いじめに問題に取り組む校内体制



VI いじめ早期発見のためのチェックリスト

チェックポイント1 【指導体制】

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。

チェックポイント2 【関係機関との連携】

- いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、相談所・子ども課・児童館、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- PTAや支援ネットワーク・民生児童委員協議会等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

チェックポイント3 【いじめが起こりやすい・起こっている集団】

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように手紙回しや消しゴム投げをしている

チェックポイント4 【いじめられている子】

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

チェックポイント5【いじめている子】

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

①未然防止～いじめを生まない土壌づくり

人権教育の充実

- いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- 心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。
- 道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討しとうえで取り扱う。

体験教育の充実

- 子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。
- 現在の子どもたちは、自然体験・福祉体験・ボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を教育活動に取り入れることが必要。

コミュニケーション活動の充実

- 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くため、他者と関わる機会を増やすとともに、具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

②早期発見～子どもの変化を敏感に察知

日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配るなど「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を多くする。
- いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

観察の視点

- 子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

生活ノート

- 日記や連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。
- 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談の実施

- 日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。そのための子どもたちの信頼関係づくりに努める。
- 定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

いじめアンケート

- 年2回、2種類のアンケートを実施する。とも学期に1回以上の実施が望まれます。
- いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、配慮する。
- アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという押さえをする。

③早期発見の基本的な流れ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応

